

**会勢拡大運動実施中!!**

大森青色申告会では、10月1日～11月末日までの2ヶ月の期間を『青色申告制度普及、並びに会勢拡大運動』の強化月間として活動を行っております。事業所得や不動産所得等がある方のうち、青色申告をされていない方（白色申告者）への青色申告の勧奨と、青色申告会に加入されていない方へご入会勧奨を行う運動を実施しております。

青色申告制度は、税務上有利になる様々な特典があり、青色申告会では記帳相談を中心に事業や日々の生活に役立つような様々なサービスを行っております。

青色申告会は、会員の皆様の会費で維持運営されております。安定したサービス提供の為に、お知り合いやご近所の方等へ当会をご紹介くださいますようお願い申し上げます。

◆◆◆**会員募集キャンペーンを実施しております**◆◆◆**【キャンペーン期限】**

令和6年11月29日(金)まで

【キャンペーン特典】

- ・年内の会費が無料!
- ・入会金 6,000 円が無料!

【キャンペーン適用条件】

- ・上記期間内にご入会手続きが完了した方
- ・『立て看板を見た!』とお知らせください

**お知り合いをご紹介ください!**

皆様の友人・知人・同業者などの方で・・・

- 『新規開業した方』
- 『不動産を貸している方』
- 『業務請負等を行っている方』
- 『その他確定申告が必要な方』

がいらっしゃいましたら、是非当会をご紹介ください。
ご紹介者の方にも、ご紹介された方にも、嬉しい特典をご用意しております(^_-)☆

立て看板設置のようす

※ 立て看板の常設、または会勢拡大運動期間中に設置が可能な方は、事務局までご連絡ください。



 **03-3771-8859**

下記の個別相談についてのご案内(全て予約制) ～記帳相談は11月29日(金)迄です!～ ※新規入会者を除く

①消費税個別相談

令和5年10月1日からインボイス制度がスタートしています。インボイスの登録申請書を提出された方や、令和4年の課税売上高が1,000万円を超えた方等(課税選択している方や、特定期間の課税売上高が1,000万円超の方を含む)は、令和6年分の消費税の確定申告を行う必要があります。

インボイス制度の影響で、帳簿への記帳等が複雑化しておりますので、インボイス制度導入後初めて消費税の確定申告をされる方は、必ず記帳相談へお越しください。

特に、簡易課税制度を選択されなかった方(選択不可の方も含む)は、正確に帳簿への記帳を行っていないと確定申告自体が出来ない恐れがあります。期限内申告が出来ない場合は、無申告加算税や延滞税等のペナルティが発生することがありますので、必ず記帳相談へお越しくださいますようお願いいたします。

また、新たにインボイスの登録申請をお考えの方も、登録希望日に対する提出期限がありますので、お早めにご相談くださいますようお願いいたします。

②新規入会者個別相談

本年新たに当会へご入会された方は、この機会に必ず記帳相談へお越しください。

まだ全く記帳していない方や、何からやれば良いか解らない!という方のご相談でも構いません。

年内に確定申告の見通しをつけましょう!

③弥生会計ソフト(やよいの青色申告)利用者の個別相談

ノートPCをお持ちの方はノートPCを、お持ちでない方はバックアップデータ(USBメモリ等)をご持参ください。帳簿等を印刷したもので構いません。

ご注意

オンライン版(クラウド版)を除く、やよいの青色申告(弥生会計)23をお使いの全ての方(インボイス未登録の方や免税事業者の方も含む)は、必ずVer.29.2.1(23R2)以上へのアップデートをお願いいたします。(最新はVer.29.3.2)

やよいの青色申告(弥生会計)23(Ver.29.1.2以前)と、やよいの青色申告(弥生会計)23R2(Ver.29.2.1以降)では互換性が無いので、当会にUSBデータ等をお持ちいただいてもデータをそのまま開くことが出来ません。 ※やよいの青色申告(弥生会計)23以外をご利用の方はこの限りではありません。

④青色申告特別控除65万円を希望される方向けの記帳相談

65万円の青色申告特別控除を受ける為には一定の要件を満たす必要があります。その要件の一つに正規の簿記の原則(複式簿記)に基づいた帳簿を作成する必要があります。決算整理事項の確認や帳簿のチェックを行いますので、確定申告前に必ず1度はお越しください。

【事業厚生・広報委員会からの重要なお知らせ】

令和6年10月8日に開催された事業厚生・広報委員会において、当会会報の配付方法を令和7年7月1日以降に配付する会報より「LINE」による配信に変更させていただくことが決定いたしました!

令和7年6月までに当会LINEアカウントの友だち追加にご協力をお願いいたします。詳細は次号以降の会報にも引き続き掲載いたしますのでご確認ください!

▶ 事務局からのお知らせ

小規模企業共済に加入していますか??

小規模企業共済は、国がつくった個人事業主等への退職金制度です。
掛金支払時や共済金受取時に税制上の優遇があります。
下記に該当する方は、是非ご検討ください(加入要件があります)。

- ☑ 税金が高いなと思っている方、税金が高くなりそうな方
- ☑ 扶養親族が居ないなど、控除が少ない方
- ☑ 廃業後の資金を積み立てたいと思っている方

ご注意

11月から12月の期間に新規加入される場合で、本年分の所得控除を希望される場合は、必ず『現金あり』でお申し込みください。本年中に現金での納付があるので、原則として本年分の所得控除になります。反対に、『現金なし』でお申し込みされた場合は、初回の口座振替が翌年となりますので、本年分の所得控除となりません。所得控除の対象年次にご注意ください。なお、既加入者が掛金を増額される場合も、上記と同様の取り扱いとなります。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金に不安を感じたら
無理のない月額で積立をしたい

制度の特長

1 経営者のための 退職金制度	2 掛金は 全額所得控除	3 受取時も 税制メリット
-------------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------

他にもこんな特徴があります。

- ・月々の掛金は1,000円から
- ・契約者貸し付けの利用が可能
- ・共済金の受給権は差押禁止

令和5年9月からオンライン手続きスタート

ご希望の多い一部の手続きについてオンライン手続きが出来ます。新規加入、掛金払込証明書の電子交付、掛金月額増額減額、氏名・住所等の変更 など

小規模企業共済制度の詳細内容は
2次元コード又はホームページからご確認ください。

2023.9

マル経融資のご案内

安心な国の融資制度
「マル経融資」
をご存知ですか?

◎マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・保証人不要信用保証協会の保証も不要の融資制度です。

〔限度額〕 二千万円
〔利率〕 一.三五%

〔融資対象〕 (二〇二四年十月一日現在)

従業員二〇人以下(宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業五人以下)の法人・個人

〔使途〕 事業資金(運転・設備資金)

〔返済期間〕 運転資金 七年以内

設備資金 一〇年以内

◆審査の結果ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

※大田区より当初三年間支払利息の四〇%が補助されます。

※この融資限度額及び返済期間の取扱いは、二〇二五年三月三十一日日本政策金融公庫受付分までとなります。

◎経営上で悩みの時
窓口専門相談をご利用ください

・法律相談・税務相談・労務相談・金融相談

《予約制・無料》
※本相談は、経営に関する相談に限定しております。

※会員非会員問わずご利用いただけます。

◎ご相談・お申し込みは、

東京商工会議所 大田支部
大田区南蒲田一ノ二十ノ二十
大田区産業プラザ五階
電話(三七三四)一六二二

確定申告期指導に関する重要なお知らせ

本年分(令和6年)の確定申告期指導では、以下の事項にご注意くださいますようお願いいたします。
なお詳細は、12月初旬に郵送する『令和6年分所得税・消費税の確定申告相談のご案内』冊子をご覧ください。

- 令和4年分の確定申告書様式から A・B の区分が無くなったことに伴い、旧 A 申告の指導は行いません。
- 確定申告書第3表(土地建物や株式等に関する譲渡所得)に係る指導を原則行いません。
- 住宅借入金等特別控除の初回指導は原則行いません。なお、2年目以降は前年分の控え及び借入金の年末残高証明書を持参していることを条件にご対応いたします。
- 配当所得は、総合課税分のみご対応いたします。
- 所得の内訳書の作成をお願いいたします。(5件以上ある場合)
- 寄付金控除明細書の作成をお願いいたします。(ふるさと納税、日赤、国境なき医師団、ユニセフ等以外はご自身でお調べください。また、所得控除と税額控除の選択もご自身でご判断くださいますようお願いいたします。)
- 医療費控除を希望される方は、必ず記入済みの医療費控除の明細書をご持参いただくか、医療費通知をご持参ください。
- **消費税の確定申告をされる方(インボイス登録者を含む)で、簡易課税制度を選択していない(選択不可の方も含む)は、正確な記帳をお願いいたします。紙帳簿をご利用の全ての方は『令和6年分所得税・消費税の確定申告相談のご案内』冊子に同封している集計表を必ずご記入くださいますようお願いいたします。**

12月初旬に当会から『令和6年分所得税・消費税の確定申告相談のご案内』を郵送いたします。お手元に届きましたら必ず中身をご確認いただき、お早めに確定申告期の予約をお取りくださいますようお願いいたします。

上記の「確定申告期のご案内」は、再送しておりません。**住所変更等がある場合はお早めに当会までご連絡ください。**
また、**当会の会費が未納となっている場合はお送りしない場合があります。**未着等のお問い合わせは、当会事務局までお電話くださいますようお願いいたします。

第2回税務研修会開催のお知らせ

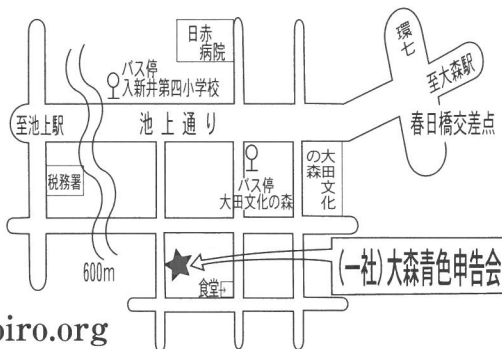
開催日：令和6年11月22日(金) 時間：午後4時から1時間程度
対象者：会員であればご参加いただけます 会場：大森青色申告会会館2階
定員：20名(予約順) 研修内容：『記帳の重要性について』
申込方法：当会事務局へお電話でお申込み下さい → TEL：03-3771-8859

一般社団法人

大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭
大田区中央3丁目10-18
TEL：03(3771)8859
FAX：03(3773)6388
Eメール：aairo-o@nifty.com
URL：https://www.oomori-aairo.org

※「おおもりの青色便り」は、上記URLからもご覧いただけます。



予約制 事務局に申込み
時 間 申込順で30分位

無料法律相談日

11月14日(木)
11月28日(木)

保険の相談

ご希望の方は事務局迄